

入院者様の権利と責務

医療法人社団芙蓉会
ふよう病院
ふよう病院介護医療院

【入院者様の権利】

◇良質の医療を受ける権利

入院者様は、一人の人間として、その人格や価値観などを尊重される権利があります。また医療提供者との相互の協力関係のもと、入院者様中心の安全かつ適切な医療を公平に受ける権利があります。

◇情報を知る権利

入院者様には病状や検査、治療、その他必要事項に関する分かりやすい十分な説明を受ける権利及び自分の診療記録の開示を求める権利があります。

◇選択、決定する権利

入院者様には、医療機関を自由に選択する権利や、他の医療機関に意見を求めるセカンドオピニオン制度を利用する権利があります。また医療者が提案する治療や検査について、選択、決定する権利があります。

◇個人情報の保護の権利

入院者様には、診療の過程で得られた個人情報やプライバシーを守られる権利があります。

◇代行者に決定をゆだねる権利

入院者様が意識不明か、その他の理由で意思を表明できない場合には、法律上の権限を有する代理人がその代わりに意思決定をする権利を持っています。

【入院者様の責務】

◇協力する責務

入院者様には、適切な医療を受けるために自身の健康状態に関する正しい情報を提供し、診療行為に協力する責務があります。

◇意思表示をする責務

入院者様には、医療提供者からの説明を理解するように努め、自らの希望や方向性を明確に意思表示する責務があります。

◇規則やモラルを守る責務

入院者様には、お互いに快適な療養生活を送るため、弊院の規則を守る責務があります。また他の入院者様や職員への迷惑行為(暴力・暴言・セクハラ・威圧等)を慎み、モラルある入院生活を送る責務があります。

◇支払いの責務

入院者様には、診療費等の支払い請求を受けたときには、遅滞なく支払う責務があります。